

産廃建設二審も差し止め 水戸・全隈町

2007年11月30日

水戸市全隈(また・ぐま)町で計画中の安定型産業廃棄物最終処分場の建設をめぐり、周辺住民が事業者の赤塚設備工業(同市堀町)を相手に、建設差し止めを求めた訴訟の控訴審判決が29日、東京高裁であった。浜野惺裁判長は、原告の主張を全面的に認めた水戸地裁の判決を支持し、会社側の控訴を棄却。その上で廃棄物処理法などの現行法について、「水源地保全のための具体的な規則を定めておらず、不備がある」と指摘した。

原告は、建設予定地に近い田野川が那珂川の水道取水口近くで合流することから、処分場の汚染水が田野川に流れ込めば市全域の水道水を汚染し、健康被害を及ぼすと提訴。05年7月の一審判決では、処分場に廃棄される重金属などを含んだ廃プラスチックや建設廃材などで、水源の水質が汚染される可能性があるなどとし、原告の訴えを認めた。

二審の判決でも、周辺の地盤を固めるなどした会社側の安全策では、「汚染された水の漏出を防ぐことは立証できない」とし、改めて処分場建設の差し止めを命じた。

さらに、水源地の近くに処分場が設置される場合の現行法の不備を指摘し、「汚染の危険を制御する特則」が必要だとの見解を示した。

請求棄却を受け、赤塚設備工業の大谷繁夫代表は「判決の中身を見た上で、上告するかどうかを検討したい」と話した。

原告団の木戸田四郎さんは、判決後に水戸市で記者会見し、「10年以上にわたり、弁護士や水戸市民、県内外の方々の応援があつて勝ち得た」と語った。

処分場は県が96年12月に不許可処分としたため、不服とした会社側が審査請求し、97年12月に厚生省(当時)が県の処分取り消しを決めた。県は98年1月に許可した。

住民側は同年4月、地裁に建設差し止めを求める仮処分を申請。99年3月に仮処分が決定され、同5月に提訴した。

【朝日新聞】